

令和 8 年 3 月 26 日

古賀市議会
議長 渡 孝二 様

文教厚生常任委員会
委員長 古賀 誠視

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件について 3 月 4 日に委員会を開催したので、その審査結果を会議規則第 110 条の規定により報告する。

記

第 2 号議案 古賀市基幹相談支援センター条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 本条例は国の法律、方針に基づき基幹相談支援センターを設置するための設置条例として提案したものであり、市の方針に沿って、条例では基本的枠組みを規定し、具体的な運用や詳細については規則や要綱等で柔軟に対応する予定。
2. 職員配置について、社会福祉士や精神保健福祉士等をセンター長含め 4 名体制とし、保健師の配置は国の基準を踏まえつつ、地域の実情に応じて専門職を配置する。
3. センターは、市が責任主体として運営することを基本としつつ、専門性や機動性を生かすため、必要に応じて法人等への委託も可能と規定。

原案に関する質疑終了後、奴間委員から、第 5 条（職員）、第 6 条（事業及び業務）、第 8 条（運営の形態）について、より具体的に表記する必要があるとの意見に基づき、同議案に対する修正案が提出されたことで、活発な質疑が展開された。

【討論】

（修正案の賛成討論）

- ・ 修正案は原案を否定するものではなく、条例内容をより充実させるためのもので、条例は基本的事項を明確に規定すべきと考え、修正案に賛成。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、修正案は賛成少数で否決。原案については、賛成多数で可決すべきものと決定した。

第 3 号議案 古賀市立保育所条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 第 3 条の利用者負担金の減免規定中、「災害その他の理由」の「その他」については、疾病や失業等により前年と比べて著しく所得が減少した場合を想定。

【討論】

討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 11 号議案 古賀市立学校施設開放の管理運営に関する条例の一部を改正する条例の制定について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 使用料は、年間の電力使用量及び空調の稼働時間から概算電気料金を算出し、これを想定年間稼働時間で除して設定。
2. 減免は、現行の空調使用料と同様に行わないが、市や教育委員会主催事業については減免する予定。
3. 附則の「3月を超えない」とした理由は、空調使用時に利用するプリペイドカード作成費用を令和 8 年度予算に計上しており、作成作業等の準備期間を見込んだため。

【討論】

討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。

第 21 号議案 工事請負契約の締結について

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

1. 入札参加者は 1 社であったが、他の企業の動きが分からない中での入札であることから、競争性は確保されているとの認識。

2. 応札業者は、平成 31 年度の小中学校普通教室等空調整備及び令和 5 年度の特別教室空調設備整備工事の受注実績がある。

【討論】

討論はなかった。

【審査結果】

採決の結果、委員会は、賛成全員で原案のとおり可決すべきものと決定した。